
プロジェクト 無形資産

項目 今後の進め方について

本日の審議について

1. 昨年 4 月以降、当面の間、社内開発費の取扱いを現状維持とする昨年 1 月の事務局提案¹を前提にして、①無形資産に関する包括的な会計基準を開発するか、②個別の論点のみに対応した会計基準等の新設又は改正とするか、又は、③現状維持とするかを、社内開発費以外の個別の論点の検討²を踏まえて判断していくこととした³。
2. その後、昨年 8 月の委員会での参考人招致により提示された意見も踏まえ、検討すべき論点を「企業結合時に識別される無形資産の取扱い」及び「個別取得の仕掛研究開発の取扱い」という 2 つの論点に絞り込み、これらの論点についての実務上のニーズとコストをより詳細に把握するため、市場関係者へのヒアリングを 9 月から 12 月にかけて実施し⁴、かつ、企業結合時の無形資産の評価実務も踏まえて検討を行ってきた。
3. 今回は、これまでの検討に基づき、当プロジェクトの今後の進め方についてご審議いただきたい。

第 260 回委員会（平成 25 年 3 月 12 日開催）において示された意見

4. 企業結合時に識別される無形資産に関する情報の有用性について示された意見は次のとおりである。

・無形資産の評価に関して、評価額に幅があると言われていたが、収益率等の整合性を考慮して評価されており、一定の幅に納まると考えられる。また、のれんから無形資産を識別し、個別に償却年数を検討することにより、より合理的な償却期間を設定することが可能になる。さらに、経営者が意図していない無形資産が識別されるという実務は多くはなく、何を意図して買収を行ったかが明確になるため、企業結合時の無形資産の識別可能性について見直すことを支

¹ 開発費を資産計上する方向で連結、単体ともに会計基準を改正することについてはコンセンサスが十分には得られていない状況であり、また、IASB に対してアジェンダ・コンサルテーションのコメントにおいて、適用後レビューの必要性の提案を行っているところであることから、これらを踏まえ、平成 24 年 1 月の委員会において、社内開発費については、当面の間、現行の費用処理を維持することを事務局から提案した。

² 耐用年数が確定できない無形資産の取扱い、借地権の取扱い、他社から研究開発の成果を個別に買い入れた場合等の取扱い、繰延資産の取扱いなどを検討してきた。

³ 基準諮問会議において、一部の委員から無形資産に関する包括的な会計基準の開発に関する意見が示されている。

⁴ ヒアリングの結果については別紙 1 を参照

持する。

- ・実際の M&A において、対象会社の技術をターゲットにしている場合、その技術を評価しているケースはあると考えられるが、ブランドや顧客との関係といった無形資産については、ビジネス全体として認識されるものであり、短期間に減価することも考えられ、慎重に対応する必要があると考える。実体のない資産が計上される恐れもあり、無形資産を積極的に識別・評価する基準を設けることは避けるべきであると考ええる。
- ・企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直すことにより、無形資産が識別されるケースとされないケースがでてきて、比較可能性に関して問題が生じる可能性があると考ええる。また、企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直した場合、IFRS や米国会計基準の実務においては、償却期限が確定できないため非償却としている無形資産もあり、検討すべき別の課題が生じると考える。日本基準の作成者に企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直す強いニーズがあるのであれば、検討すべきであると考ええるが、財務諸表利用者の観点だけから見直しを進めるということは難しいのではないかと考える。
- ・日本においては測定の信頼性を重視しており、企業結合時に識別される無形資産について慎重になることは理解できる。IFRS や米国会計基準と完全に一致させる必要はないと考えるが、現行の日本基準では、無形資産の識別の方法が不明確であり、何らかの検討は必要ではないかと考える。測定の信頼性が得られないものについて、一定の方向性を示すことも基準等の役割の一つではないかと考える。

市場関係者の主な意見

財務諸表作成者の主な意見

5. 企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直すことについて、財務諸表作成者のニーズも確認すべきではないかという指摘もあったことから、これまでの当委員会における審議状況も踏まえて、財務諸表作成者に対して、米国基準/IFRS と同様にブランドや顧客との関係といった無形資産をのれんから区分するニーズについて改めてヒアリングを実施した。なお、昨年実施したヒアリングによって得られた意見も併せて記載している。
 - ・ 買収時に評価額の検討がなされている無形資産については、当該評価額を前提に企業結合を行っている訳であるから、このような無形資産についての情報は有用であり、識別すべきであり、現行の日本基準でも識別が要求されていると考えられる。一方で、買収時に評価額の検討がなされていない無形資産（ブラ

ンドや顧客との関係など)は、事業と密接不可分であることから、コストを負担してこれらをのれんから区分することによって有用な情報が提供されることは考えにくい。

- ・ 商品ブランドのライフサイクルが非常に短い業界における買収の目的は、個々のブランドというよりも、被取得企業が有する会社全体の収益力であると考えており、このような場合には個々の商品ブランドを識別することには大きなメリットは感じられない。
- ・ 何を意図して買収を行ったかを明確にすることによって、買収に関する外部への説明責任が果たされると考えられる。

財務諸表利用者の主な意見

6. また、財務諸表利用者に対しても企業結合時の無形資産評価の実務を踏まえて、追加のヒアリングを行った。概要は以下のとおりである。
 - ・ 株価が割高か割安かという判断を行う際に PER を指標として主に利用するが、PBR も利用する場合がある。PBR を利用する場合は、通常のれんは資本から控除して算出するが、無形資産が識別されている場合はその概要を勘案したうえで資本から控除せず PBR を算定することもありうる。無形資産が識別されている場合、全てのれんとして認識されているよりも株価が割高だと判断されるケースは少なくなるのではないかと考えられる。
 - ・ 分析企業の将来の売上を予測する際には、今後の市場シェアの変動などを勘案するが、企業結合を行ったことによって市場シェアが拡大するかどうかという点において、無形資産が識別されている場合は有用な情報になるケースがあると考えられる。
 - ・ 無形資産の評価の信頼性などを勘案すると、財務諸表作成者に負担をかけてまで有用な情報が得られるとは考えられない。

今後の進め方

企業結合時に識別する無形資産

7. これまでに出された意見を整理すると、①現行の日本基準の無形資産の識別可能性の定義を見直し、より広い範囲で無形資産を識別・評価して、これらの無形資産をのれんから区分することによってベネフィットがあるのではないかと考え方と、②無形資産の識別・評価に当たって財務諸表作成者が負担するコスト(第三者機関への報酬等)を上回るベネフィット(情報の有用性)は得られないのではないかと考え方に分けられる。

<①についての根拠>

- ・ 買収の目的や企業から受け入れた資産の内容が明確になる。
- ・ 買収した事業について将来キャッシュ・フローの予想に資する情報が得られる。

- ・ 無形資産が区分されていないのれん全体についての減損リスクの検討よりも、のれんとそれから区分された無形資産それぞれの減損リスクを検討した方がより減損リスクの判断に資する情報が得られる。
- ・ 買収内容や今後の見通しに関する、取得企業とのディスカッション・ツールとなる。
- ・ 無形資産の評価に関して、評価額に幅があると言われているが、収益率等の整合性を考慮して評価されており、一定の幅に納まると考えられ、また、経営者が意図していない無形資産が識別されるという実務は多くはないことから、何を意図して買収を行ったかが明確になるのではないかと。
- ・ 海外企業の買収と国内企業の買収についての会計処理がより整合的になる。

<②についての根拠>

- ・ 日本基準では、のれんが償却されているため、PL インパクトとの関係で、コストをかけて無形資産の識別・評価を実施する必要はない。
 - ・ 無形資産の評価に当たっては一定の整合性が図られているものの、前提条件の置き方によっては評価額が変動するものであり、買収時に評価額の検討がなされていないブランドや顧客との関係については事業と密接不可分であることから、これらを区分することによって得られる情報の有用性はそれほど高くないと考えられる。
 - ・ 多額の無形資産を識別・評価することによって、結果として負ののれんが計上され、利益操作に利用される可能性がある。
8. 当プロジェクトにおいては、企業結合時の無形資産の識別可能性の定義の見直しによるベネフィット・コストを検討してきたが、現行の日本基準の識別可能性の定義の見直しの要否については、財務諸表作成者と利用者の間で意見が分かれているのみならず、利用者の間でもベネフィットに関して意見が大きく分かれている状況にある。
9. これらの状況を踏まえ、当該論点のみに絞った対応を現時点では行わず、継続検討課題とすることでどうか。

個別に取得した仕掛研究開発（IPR&D）

10. 製薬業界に属する財務諸表作成者からは、個別に取得した IPR&D を資産計上することによって、次のベネフィットがあるとの意見が述べられた⁵。
- ・ 企業結合時における処理との整合を図ることによって、ストラクチャリングの機会を防止することができるケースがある。

⁵ なお、個別取得の IPR&D は、現行の日本基準に基づく会計処理では費用処理、税務上は特許権等として一旦加算（資産計上）して一定期間にわたり償却処理されている。

- ・ IFRS 採用企業との比較可能性が高まる。
11. 一方で、個別に取得した IPR&D の会計処理の検討に当たっては、以下の点を考慮する必要があると考えられる。
- ・ 現行の日本基準において、「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置等」は取得時に費用処理することとなっているため、当該処理との整合性を考えるべきである。
 - ・ 第三者から買入れた（有形・無形を問わず）資産であるので、企業結合における処理と整合させて資産計上するという点を検討する余地もあるが、そもそも研究開発を発生時に費用処理する考え方を基本にすると、研究開発によって得られる将来の収益獲得の不確実性にあり、これは、第三者から取得した資産による研究開発か、社内で実施した研究開発かで異なるものではないため、社内開発費を含めた研究開発費の会計処理全体の中で検討すべきである。
 - ・ 支払形態によっては、支払う現金額と仕掛研究開発費の公正価値が一致しない場合もある⁶ため、当該論点の検討のみで企業結合による取得の場合の会計処理と完全に整合させることはできないと考えられる。
 - ・ 米国基準も費用処理となっていると考えられる⁷。
 - ・ 当該論点は製薬業界に特有であり、幅広い業界への影響は限定的であると考えられることから、日本基準を改正する緊急性が乏しい。
12. 上記の点を踏まえて、当面の間、社内開発費を費用処理することを提案していることとの整合性を重視して、個別取得の仕掛研究開発の取扱いも現状維持（全て費用処理）とし、将来的に社内開発費の会計処理の検討が行われる場合には、その際に、あわせて検討することとしてはどうか。

無形資産に関する検討経緯のとりまとめの作成

13. 上述したように、参考人質疑等を踏まえ、企業結合時に識別する無形資産と個別に取得した仕掛研究開発の 2 つの論点に絞り込んで実務上のニーズとコストの検討を行ってきたが、現時点では財務諸表作成者と利用者の間で意見が分かれているの

⁶ 認可などを条件とした支払や、売上に応じたロイヤリティーの支払がなされる場合（いわゆるマイルストーンやロイヤリティー）は、企業結合時の測定値と一致しないと考えられる。

⁷ 2007 年にコンバージェンスとして米国基準でも企業結合時において仕掛研究開発は資産計上されることになったことと整合させるため、費用処理されていた将来の代替的な利用が想定されない研究開発資産について、「将来の代替的な利用」の有無にかかわらず資産計上すべきかどうかについて、SFA 第 141 号と IFRS 第 3 号のコンバージェンス完了後の 2009 年に、EITF で検討がなされた。

個別取得の仕掛研究開発は資産計上すべきとして consensus-for-exposure まで至ったが、

✓ 個別取得の場合は支払形態がさまざまであり、企業結合時の測定値と一致しない場合がある。

✓ 社内開発費との不整合が解消されるわけではない。

などの理由から、仕掛研究開発の資産計上の可否を判断するためには、全ての研究開発費用を含めた無形資産全体の検討を行うべきであるとし、2009 年 11 月当該論点についての EITF の公表は見送られた。

みならず、財務諸表利用者の間でも企業結合時に識別する無形資産についてのベネフィットに関して意見が大きく分かれている状況である。これらの状況を踏まえると、現時点で一定の方向性を打ち出す状況には必ずしもないと考えられ、継続的な検討課題とすることが考えられる。

このような対応をするに当たって、将来の更なる検討に向けて、これまで検討してきた無形資産に関する諸論点について、これまでに示された意見や考え方を整理して検討経緯として取りまとめておくことすることでどうか。

ディスカッション・ポイント

本日は、これまでの審議を踏まえ、今後の当プロジェクトの進め方(第9項、第12項及び第13項)について、ご意見を頂戴したい。

以上

【別紙1 ヒアリングの概要（第257回委員会資料抜粋）】

米国基準/IFRS に準じて無形資産の識別・評価を行う場合に想定される主なコスト・ベネフィット

	ベネフィット	コスト
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引の実態を反映する有用な情報が提供される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 買収の目的や企業から受け入れた資産の内容が明確になる。 ・ 買収した事業についての将来キャッシュ・フローの予想に資する情報が得られる。 ・ のれんから識別された無形資産の減損リスクについての示唆を把握しやすい。 ・ 買収内容や今後の見通しに関する、取得企業とのディスカッション・ツールとなる。 ✓ 米国基準/IFRS 採用企業との比較可能性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負ののれん計上による利益操作の懸念がある。
作成者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外企業の買収と国内企業の買収についての会計処理がより整合的になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無形資産の識別・評価の作業を追加的に負担する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 買収検討資料等の追加的な分析など、無形資産の識別を行う必要がある。 ・ 買収検討時の全体キャッシュ・フローのブレイクダウンなど、無形資産の評価額の算定を行う必要がある。 ・ 監査対応のためやPPAに客観性を持たせるために、外部の評価機関等の第三者の関与（支払報酬）が必要になる。 ・ 上記事項を全ての買収について画一的に行うとコストが過大になる可能性がある。

個別に取得した IPR&D を資産計上する場合に想定される主なコスト・ベネフィット

ヒアリングの結果、製薬業界に属する作成者においては個別に取得した IPR&D を資産計上することによって、次のベネフィットがあると考えられる。

- ✓ 企業結合時における処理との整合を図ることによって、ストラクチャリングの機会を防止することができるケースがある。
- ✓ IFRS 採用企業との比較可能性が高まる。

しかし、この場合は、特定の研究開発目的で個別に取得する固定資産の処理との整合性や、将来の収益獲得が不確実であるとして社内開発費を発生時に費用処理する現行の考え方との関係について整理が必要になると考えられる。